

株 主 各 位

兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号

極東開発工業株式会社

取締役社長 筆 谷 高 明

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号 当社 本社会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第78期（自平成24年4月1日
至平成25年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類
の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第78期（自平成24年4月1日
至平成25年3月31日）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。
(当社ホームページアドレス <http://www.kyokuto.com/>)

添付書類

第78期（自 平成24年4月1日）事業報告 至 平成25年3月31日

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、東日本大震災からの復興需要等があったものの、欧州や中国などの海外経済の減速を背景として景気が後退局面となる場面も見られました。しかしながら、新政権が打ち出した経済対策等の効果から円安および株高が進行し、年度末にかけては景気回復への期待感が大きく高まりました。

このような状況下、当社グループは企業体質の強化と安定を図るべく、確実な利益確保のための諸施策の実行、ならびに積極的な海外展開の推進をはじめとした中長期的な視点からの企業価値向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は前連結会計年度に比べ、売上高は8,941百万円（13.2%）増加して76,724百万円となりました。損益面では、主力の特装車の売上高が大幅に増加した結果、営業利益は2,177百万円（73.6%）増加して5,134百万円となりました。また、経常利益は2,431百万円（76.5%）増加して5,608百万円、当期純利益は962百万円（43.6%）増加して3,171百万円となりました。

次に連結ベースでのセグメントの概要を前連結会計年度と比較してご説明申し上げます。

〔特装車事業〕

国内受注の着実な確保を図るとともに、大型ダンプトラックの名古屋工場での生産再開など、需要の増加に対応するための生産力の強化を積極的に推進しました。さらに、当社独自の高付加価値製品である電動式塵芥収集車「eパッカー®」や、国内最高クラスの性能を誇る高圧大容量コンクリートポンプ車「ピストンクリート® PY135-26-H」等の新製品の受注活動も積極的に推進しました。

これらの結果、特装車事業の売上高は61,272百万円で7,240百万円（13.4%）増加しました。また、営業利益は3,367百万円で1,969百万円（140.9%）増加しました。

海外につきましても、平成24年10月よりインド工場（MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT. LTD.：アンドラ・プラデシュ州 ビジャヤワダ）で、現地向けミキサートラック等の生産をスタートさせました。インドネシアでは、ダンプトラック等の製造・販売の合弁会社2社を設立し、平成25年度中の稼働に向けた準備を進めました。また、マレーシアの販売代理店であるTRANSCENDENT HEAVY MACHINERY SDN BHDに出資を行い、アセアン諸国における販売体制を強化するなど、海外展開の推進を継続的に図りました。

〔環境事業〕

国内では引き続きメンテナンス・運転受託への注力による利益確保と、新規プラントの受注活動および受注済物件の建設を進めました。また、海外ではごみ処理用堅型高速破砕機の中国における第1号機を設置し稼働させました。

これらの結果、売上高は9,953百万円で1,478百万円（17.4%）増加しました。また、営業利益は1,242百万円で54百万円（4.6%）増加しました。

なお、災害廃棄物処理などに活用できる新製品として、ごみ処理用堅型高速破砕機をトレーラに搭載した「移動式破砕機」を連結子会社の日本トレクス株式会社と共同開発しました。今後、正式発売に向けテスト等を進めてまいります。

〔不動産賃貸等事業〕

コインパーキングは、コストダウンと事業地選別の効果により利益が増加しました。立体駐車装置は低調な市場環境が継続しましたが、リニューアルおよびメンテナンス事業への注力を継続し、売上および利益を確保しました。

また、新規事業として、福岡工場（飯塚市）内の敷地を活用したメガソーラー発電所が完成し、3月より売電をスタートしました。今後は、第2弾として7月の稼働を目標に旧東北工場（八戸市）への発電所の建設を進めてまいります。

これらの結果、売上高は6,124百万円で293百万円（5.0%）増加しました。また、営業利益は982百万円で238百万円（32.1%）増加しました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,986百万円でありました。その主なものは、次のとおりであります。

横浜工場	塗装ブース増設
三木工場	レーザータレットパンチプレス
福岡工場	メガソーラー発電所建設
日本トレクス	本社工場の生産効率化工事一式
東京本部	新事務所への移転

これらにより、特装車の生産体制強化と合理化、売電による資産の有効活用等を図りました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、主要な資金の調達はありません。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第75期 平成21年度	第76期 平成22年度	第77期 平成23年度	第78期 平成24年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	54,071	57,686	67,783	76,724
経常利益(百万円)	△2,595	1,251	3,177	5,608
当期純利益(百万円)	△2,427	882	2,208	3,171
1株当たり 当期純利益(円)	△61.10	22.21	55.59	79.82
総資産(百万円)	85,298	88,118	93,871	97,894
純資産(百万円)	52,359	52,892	55,119	58,850

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しています。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

5. 対処すべき課題

我が国経済は、消費税の増税後の反動や海外経済の動向などが懸念されるものの、現政権による経済対策等のテコ入れが期待されることに加え、震災復興の動きも継続するものと見込まれ、全体としては景気回復への期待感を含みながら進んでゆくものと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループでは、従前の中期経営計画「P1an2010」(3カ年計画)が平成25年3月期をもちまして計画期間が満了し、売上、利益、その他の重点テーマについて当初の目標を達成することができました。

今後、さらなる飛躍を遂げるため、新たな3カ年計画「Next Step 2015」～さらなる飛躍に向けて～（平成25年4月1日～平成28年3月31日）を策定し、グループ丸となって計画達成に向けて取り組んでまいります。基本方針は以下のとおりです。

【基本方針】

国内で勝ち残るための“Step”

国内のコア事業（特装車、環境、パーキング）について、成熟した国内市場で勝ち残るため、強固な収益体制を築き上げます。

グローバル展開への“Step”

海外事業を将来の収益の柱と位置づけ、グローバル展開のための基盤を強化します。

海外拠点の早期の利益貢献と、新たな市場開拓を強力に推進します。

モノづくりの総合力強化への“Step”

コアとなる技術の確立と人材の育成、高い品質の確保により、モノづくりの企業としての総合力を強化し、国内外での事業展開の軸とします。

ブランド価値向上への“Step”

製品開発・生産・販売・サービスの各分野において、多様なニーズに高い品質でお応えし、顧客満足度の向上を図るとともに、効果的なPR戦略を積極的に展開することで、国内外でのブランド価値の向上を図ります。

新たな収益源確保への“Step”

事業提携やM&A、新分野参入の強力な推進により、事業機会の拡大を図り、将来のコア事業を創出することで、1,000億円企業を目指します。

極東開発グループは、本中期経営計画最終年度に創立60周年を迎えます。

この3年間を将来の飛躍のための構造改革を行う重要な期間と位置づけ、上記の基本方針のもと、経営基盤の再構築と企業価値の向上に努めるとともに、あらゆるステークホルダーから信頼され、愛されるグループとして魅力ある企業文化の形成を推進していきます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
特装車事業	①特殊自動車その他の輸送運搬機械の製造、架装および販売、修理ならびに同部品の製造、販売。 ②トレーラ・トラックボデー等の製造および販売。
環境事業	①環境整備機器および施設の製造、販売、修理ならびに同部品の製造、販売。 ②環境整備機器および施設の運転、管理。
不動産賃貸等事業	①立体駐車装置および設備の製造、据付、販売および修理。 ②駐車場の経営（コインパーキング）。 ③不動産の賃貸および管理。 ④発電事業および電気の売買。

7. 主要な工場および営業所

(1) 特装車事業

① 国内生産拠点

横浜工場（神奈川県大和市）、名古屋工場（愛知県小牧市）、三木工場（兵庫県三木市）、福岡工場（福岡県飯塚市）、日本トレクス株式会社 本社工場（愛知県豊川市）、日本トレクス株式会社 音羽工場（愛知県豊川市）

② 国内営業拠点およびサービス拠点

東京本部（東京都品川区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、中部支店（愛知県小牧市）、関西支店（兵庫県西宮市）、中国支店（広島県広島市）、九州支店（福岡県福岡市）、東京サービスセンター（東京都江東区）、横浜サービスセンター（神奈川県横浜市）、名古屋サービスセンター（愛知県名古屋市）、大阪サービスセンター（大阪府堺市）、姫路サービスセンター（兵庫県姫路市） 他

③ 海外生産拠点

中国・昆山工場（江蘇省昆山市）、インド工場（アンドラ・プラデシュ州）

④ 海外部品調達拠点

中国・上海事務所（上海市）

(2) 環境事業

技術部（兵庫県西宮市）、営業部（東京都品川区）、サービス事業所（北海道札幌市、東京都品川区、愛知県小牧市、兵庫県尼崎市、福岡県飯塚市） 他

(3) 不動産賃貸等事業

兵庫県西宮市、東京都品川区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市 他

8. 従業員の状況

事業セグメント	従業員数(名)
特装車事業	1,805
環境事業	313
不動産賃貸等事業	88
合計	2,206 (前連結会計年度末比11名増)

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
(連結子会社)	百万円	%	
①極東サービスエンジニアリング北海道㈱	10	100	環境整備機器および施設の修理、運転
②極東サービスエンジニアリング㈱	50	100	環境整備機器および施設の修理、運転
③極東サービスエンジニアリング西日本㈱	10	100	環境整備機器および施設の修理、運転
④(株) エフ・イ・イ	50	100	特殊自動車の販売および中古車販売 損害保険代理業
⑤(株) エフ・イ・テック	30	100	特殊自動車の製造、販売および修理
⑥極東開発パーキング㈱	100	100	立体駐車装置の製造、販売および修理 駐車場の経営
⑦日本トレクス㈱	2,011	100	トレーラ・トラックボデー等の製造および販売
⑧極東開発(昆山)機械有限公司	1,600 万USドル	100	特殊自動車の製造および販売
⑨振興自動車㈱	70	100	特殊自動車の製造、販売および修理
(持分法適用非連結子会社)			
⑩極東特装車貿易(上海)有限公司	95 万USドル	100	特殊自動車の販売および部品販売
(持分法非適用非連結子会社)			
⑪(株) F E - O N E	90	55	自動車・建設機械の販売および中古車販売
⑫MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITED	203 百万インドルピー	53.9	特殊自動車の製造および販売
⑬PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia	561 万USドル	51	特殊自動車の製造および販売
(持分法適用関連会社)			
⑭(株) クリーンステージ	450	43.3	産業廃棄物の中間処理・処分業
(持分法非適用関連会社)			
⑮PT. Kyokuto Indomobil Distributor Indonesia	68 万USドル	49	特殊自動車の販売

(注) 平成25年4月1日付で極東サービスエンジニアリング株式会社を存続会社、極東サービスエンジニアリング西日本株式会社を消滅会社として吸収合併を行いました。

(3) 企業結合の経過および成果

- ① 当社の連結子会社は9社、持分法適用会社は2社であります。
- ② 平成24年7月20日付で兵庫県西宮市に株式会社FE-ONEを設立いたしました。
なお、同社は当社連結子会社である株式会社エフ・イ・イの子会社であり、同社における当社の出資比率は全て間接所有割合であります。
- ③ 平成24年9月21日付でインドネシア プルワカルタ市にPT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia (製造会社) を設立いたしました。
- ④ 平成24年11月20日付でインドネシア ジャカルタ市にPT. Kyokuto Indomobil Distributor Indonesia (販売会社) を設立いたしました。
- ⑤ MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITEDは平成25年2月1日付で資本金を186百万インドルピーから203百万インドルピーに増資しました。

(4) 提携等の状況

販売店契約

契約先	国名	契約内容
(当社への製品供給)		
JLGインダストリー社	アメリカ	JLGインダストリー社製自走式高所作業車の日本国内での販売・アフターサービス・部品供給
(当社からの製品供給)		
TRANSCENDENT HEAVY MACHINERY SDN. BHD.	マレーシア	当社製コンクリートミキサー車上物のマレーシア、ブルネイ、シンガポール国内での販売・アフターサービス・部品供給
ANLIM CO., LTD.	ベトナム	当社製コンクリートポンプ車のベトナム国内での販売・アフターサービス・部品供給

技術供与契約

契約先	国名	契約内容
福建龍馬環境衛生設備股份有限公司	中国	プレスバックに関する技術
金光企業株式会社 海同建設株式会社	韓国	ごみ固形燃料 (RDF) 製造プラントに関する技術

技術導入契約

契約先	国名	契約内容
JFEエンジニアリング株式会社	日本	サーモセレクト廃棄物ガス化熔融技術

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 170,950,672株
2. 発行済株式総数 42,737,668株
3. 株 主 数 4,644名
4. 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
① 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,733	6.88
② 株式会社三井住友銀行	1,600	4.03
③ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託みなと銀行口）	1,498	3.77
④ 極東開発共栄会	1,315	3.31
⑤ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,187	2.99
⑥ 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,012	2.55
⑦ 極東開発従業員持株会	895	2.25
⑧ 宮原 幾男	882	2.22
⑨ シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリューポートフォリオ	849	2.14
⑩ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（トヨタ自動車口）	837	2.11

(注) 持株比率は、当社が保有する自己株式（3,006,168株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
筆谷高明	※取締役社長	最高執行責任者 一般社団法人日本自動車車体工業会副会長
中井一喜	※専務取締役	専務執行役員 財務担当、貸貸事業担当、関係会社関与
高島義典	取締役	常務執行役員 管理本部長、CSR室担当、品質保証部担当 一般社団法人日本自動車車体工業会理事
熊澤紀博	取締役	常務執行役員 環境事業部長、環境関連関係会社関与 極東サービスエンジニアリング株式会社代表取締役社長
高橋和也	取締役	常務執行役員 特装事業部長 極東特装車貿易(上海)有限公司董事長 極東開発(昆山)機械有限公司董事長
林篤昌	取締役	執行役員 特装事業部営業本部長
杉本治己	取締役	執行役員 特装事業部生産本部長
米田卓	取締役	執行役員 技術本部長、技術本部技術管理部長
植山友幾	常勤監査役	
岡本太郎	監査役	
道上明	監査役	神戸ブルースカイ法律事務所所長 神戸地方裁判所洲本支部調停委員 淡路信用金庫非常勤理事
楠守雄	監査役	日工株式会社社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役を示しています。
2. 監査役 道上明、楠守雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 道上明氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める独立役員であります。
4. 監査役 道上明氏は、弁護士資格を有しており、企業法務ならびに法律に関する知見を有しております。
5. 監査役 楠守雄氏は長年にわたり銀行において金融業務に従事していたため、財務および経理に関する知見を有しております。
6. 当社は神戸ブルースカイ法律事務所、淡路信用金庫、日工株式会社との間に重要な取引関係はありません。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	9名	143百万円
監査役	4名	31百万円（うち社外 2名 11百万円）

(注) 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 監査役 道上 明 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。

弁護士としての豊富な経験を基に、法律的地見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

② 監査役 楠 守雄 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。

長年の銀行勤務経験から得た金融に関する深い造詣と、経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

大阪監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額

24百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にある場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合などは、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

VI. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 監査役制度を採用し、社外監査役を含んだ監査役が監査役会を構成し、監査方針等に基づき取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて取締役の職務執行を調査して、経営の監督機能の充実、強化をはかる。
 - ② 毎月1回取締役会を開催し、取締役の職務執行ならびに担当部門の月次の業績について取締役会に報告を行う。これにより、取締役会による各取締役の職務執行に対する監督、統制を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役会、経営会議、事業運営会議、その他取締役の職務執行の過程における決定事項およびその進捗管理は、法令・定款および社内規定に従い、各部門が担当役員の監督の下で、文書または電子的記録にて保存・管理する。
 - ② 監査役会が求めたとき、取締役は当該文書を閲覧に供する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 災害、与信管理、情報管理、品質、環境、法令違反その他当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握しその評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、各部門長は、それぞれの担当部門にリスクマネジメント体制を整備し、内在するリスクを継続的に把握、分析及び評価した上で適切な対策を実施の上、定期的に見直しを行い、必要であれば取締役会に報告する。
 - ② 経営の過程で生じるリスクに対応するため、「経営危機管理規定」を制定、リスク管理の担当役員を選任し運用の徹底をはかる。
 - ③ 現実化した危機に直面した場合は、対策本部を設置して情報管理、対応方針の決定などを定め、迅速な事態の収拾と再発の防止をはかる。
 - ④ 対策本部は、危機の内容、対応策、再発防止策等を取締役会で報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は取締役会および経営会議において、重要な経営の意思決定を行う。
 - ② 執行役員制度を採用し、執行役員は取締役会の指示に従い、担当部門・責任区分の中で、経営会議、取締役会で決定された経営方針、事業計画を実行する。
 - ③ 執行役員は事業運営会議を構成し、同会議において各執行役員が事業計画の進捗を報告し、各部門の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進をはかる。
 - ④ 中期経営計画により、中長期的な会社としての目標を明確化するとともに、半期ごとに本社および各事業部の予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 各使用人が企業としての社会的役割、責任を自覚した活動を行うための指針として、倫理規定「極東開発工業ビジネス行動規範」を制定し、CSR担当役員およびCSR室を設置して使用人への啓蒙活動とコンプライアンスの強化をはかる。
 - ② 内部監査を実施する組織として、社長の直轄にCSR室を設置する。CSR室は期毎に定めた監査計画に基づきグループ各部門の業務監査を実施し、その結果は取締役および監査役に報告する。
 - ③ 「倫理相談窓口に関する規定」を制定し、社内の問題点の発見を促し、その対応と改善をはかる。
 - ④ 顧問弁護士への法律相談、法務担当部門におけるリーガルチェックにより、法令遵守の徹底をはかる。
- (6) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社の監査役およびCSR室が定期的に関係会社とその各部門の業務監査を実施し、その結果は当社および関係会社に報告する。
 - ② 各関係会社の社長は、関係会社社長会において当社の取締役および監査役が出席のもと、その事業計画の進捗を報告し、各関係会社の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進をはかる。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ① CSR室を設置し、その構成員を監査役会の職務を補助すべき使用人とし、監査役会の指示に従い事務局の業務を併せて担当する。
- (8) 前号の使用人（監査役の補助使用人）の取締役からの独立性に関する事項
 - ① CSR室の構成員である使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得なければならない。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役および使用人は会社に損害を及ぼす事実および法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について監査役会に報告する。
 - ② 取締役および使用人は監査役に重要な会議への出席を要請し、その会議において懸案事項等を逐次報告する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① CSR室を構成する使用人以外に、法務、人事、財務担当部門は、監査役会の指示により監査役会の監査の実務の補助を行う。
 - ② 監査役会は監査の実施にあたり、必要と認めるときは弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他専門の外部アドバイザーを登用することができる。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた体制の構築、整備および運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

(12) 反社会的勢力排除に係る体制

- ① 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。これらの勢力や団体からの不当、違法な要求には一切応じないとともに、これら団体とは断固として対決することを基本姿勢とする。
この基本姿勢については、「極東開発工業ビジネス行動規範」に明記し、全ての役員ならびに従業員に周知徹底を図る。
また、当社が反社会的勢力から要求を受けたときは、担当部署が中心となつてその情報収集にあたりるとともに、顧問弁護士、警察等と連携をとり、対応を行う。さらに、平素から外部機関や他の企業等と連携して情報交換を行い、反社会的勢力に係る各種リスクの予防・低減に努める。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合、これに応じるか否かは株主の皆様への判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、それが不当な目的による企業買収である場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることが経営者の当然の責務であると考えます。

従いまして大量買付に対しましては当該買付者の事業内容、将来の事業計画ならびに過去の投資行動等から当該買付行為または買付提案が当社の企業価値ならびに株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があるものと考えます。

現在のところ不当な目的による大量取得を意図する買付者が存在し具体的な脅威が生じている訳ではなく、またそのような買付者が現れた場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではございませんが、株主の皆様から委任された経営者として、当社株式の取引や株主の異動状況を注視するとともに有事対応マニュアルを整備し、大量買付を意図する買付者が現れた場合、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、専門家（アドバイザー）を交えて当該買収提案の評価や買付者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値および株主共同の利益を損なう場合は具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	51,120	流動負債	28,315
現金及び預金	3,861	支払手形及び買掛金	17,680
受取手形及び売掛金	33,628	短期借入金	2,620
有価証券	3,222	1年内償還予定の社債	494
商品及び製品	222	1年内返済予定の長期借入金	1,728
仕掛品	2,955	未払法人税等	712
原材料及び貯蔵品	6,030	未払消費税等	480
前払費用	336	未払費用	2,804
繰延税金資産	1,156	製品保証引当金	722
その他	580	工事損失引当金	34
貸倒引当金	△ 873	その他	1,039
固定資産	46,774	固定負債	10,728
有形固定資産	35,673	社 債	147
建物及び構築物	12,431	長期借入金	2,101
機械装置及び運搬具	2,273	長期預り保証金	3,052
土地	19,904	退職給付引当金	1,872
建設仮勘定	197	役員退職慰労引当金	146
その他	866	繰延税金負債	2,655
無形固定資産	389	その他	753
投資その他の資産	10,710	負債合計	39,044
投資有価証券	8,994	(純資産の部)	
長期前払費用	410	株主資本	57,272
繰延税金資産	42	資本金	11,899
その他	2,481	資本剰余金	11,718
貸倒引当金	△ 1,217	利益剰余金	35,799
		自己株式	△ 2,145
		その他の包括利益累計額	1,578
		その他有価証券評価差額金	1,706
		為替換算調整勘定	△ 127
		純資産合計	58,850
資産合計	97,894	負債純資産合計	97,894

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

科 目	金 額	百 万 円
売 上 高		76,724
売 上 原 価		60,751
売 上 総 利 益		15,972
販売費及び一般管理費		10,838
営 業 利 益		5,134
営 業 外 収 益		
受取利息・配当金	141	
負のれん償却額	376	
雑 収 入	264	782
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	149	
持分法による投資損失	19	
雑 支 出	138	307
経 常 利 益		5,608
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	5	5
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	24	
減 損 損 失	234	
早 期 割 増 退 職 金	26	
災 害 関 係 特 別 費 用	0	
そ の 他 特 別 損 失	2	289
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,325
法人税、住民税及び事業税	980	
法人税等調整額	1,174	2,154
当 期 純 利 益		3,171

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4 月 1 日
至 平成25年 3 月 31 日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当連結会計年度期首残高	11,899	11,718	33,144	△2,145	54,618
当連結会計年度の変動額					
剰余金の配当			△516		△516
当期純利益			3,171		3,171
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)					—
当連結会計年度の変動額合計	—	—	2,654	△0	2,654
当連結会計年度期末残高	11,899	11,718	35,799	△2,145	57,272

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当連結会計年度期首残高	719	△218	501	55,119
当連結会計年度の変動額				
剰余金の配当			—	△516
当期純利益			—	3,171
自己株式の取得			—	△0
自己株式の処分			—	0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)	986	90	1,076	1,076
当連結会計年度の変動額合計	986	90	1,076	3,731
当連結会計年度期末残高	1,706	△127	1,578	58,850

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

9社

連結子会社の名称

日本トレクス㈱、㈱エフ・イ・イ、㈱エフ・イ・テック、振興自動車㈱、極東サービスエンジニアリング㈱、極東サービスエンジニアリング北海道㈱、極東サービスエンジニアリング西日本㈱、極東開発(昆山)機械有限公司、極東開発パーキング㈱

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

極東特装車貿易(上海)有限公司、㈱エコファシリティ船橋、㈱FE-ONE、MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT LTD.、PT. KYOKUTO INDOMOBIL MANUFACTURING INDONESIA

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

1社

主要な会社等の名称

極東特装車貿易(上海)有限公司

(2) 持分法を適用した関連会社の数

1社

主要な会社等の名称

㈱クリーンステージ

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

5社

主要な会社等の名称

㈱エコファシリティ船橋

㈱FE-ONE

MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT LTD.

PT. KYOKUTO INDOMOBIL MANUFACTURING INDONESIA

PT. KYOKUTO INDOMOBIL DISTRIBUTOR INDONESIA

(4) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

② 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を引き続き採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した後の債権を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 製品保証引当金……製品のアフターサービス費及び無償修理費の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計算した額を計上しています。

③ 工事損失引当金……受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつその損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しています。

④退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を発生翌連結会計年度から費用処理しています。

また、過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

②収益及び費用の計上基準

工事契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものは、その見積り年数で、その他については5年間で均等償却しています。ただし、金額が僅少な場合には、発生年度に全額償却しています。

[会計方針の変更に関する注記]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記)

当社及び国内連結子会社は、従来、建物以外の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していましたが、当連結会計年度より、全ての有形固定資産について定額法に変更しています。

この変更は、当連結会計年度からの新管理システム導入を契機に、当社グループの有形固定資産の実態を検討した結果、耐用年数を通じて平均的に使用している固定資産が大部分を占めていたことから、定額法を採用することで費用配分を適正化するとともに、今後一層の海外投資の増加が見込まれるため、在外連結子会社との会計処理の統一化が合理的であると判断したことによるものです。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ246百万円増加しています。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

該当事項はありません。

[誤謬の訂正に関する注記]

該当事項はありません。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土	地	5,754百万円
建	物	3,410百万円
投資有価証券		449百万円
計		<u>9,614百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	100百万円
1年内返済予定 の長期借入金	482百万円
長期借入金	693百万円
長期預り保証金	2,871百万円
固定負債その他	79百万円
計	<u>4,226百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,849百万円

3. 保証債務

㈱クリーンステージの 銀行借入金に対する保証	897百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は50%)
㈱クリーンステージの 私募債発行残高に対する保証	104百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は50%)
㈱クリーンステージのリース物件 地位譲渡契約に伴う引取債務	2,405百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は50%)
MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT LTD.の 銀行借入金に対する保証	380百万円	
従業員の銀行借入に対する保証	31百万円	
計	<u>3,818百万円</u>	

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 42,737,668株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	238百万円	6.00円	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	278百万円	7.00円	平成24年 9月30日	平成24年 12月4日
計		516百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

- ①配当金の総額 357百万円
- ②1株当たり配当額 9.00円
- ③基準日 平成25年3月31日
- ④効力発生日 平成25年6月27日

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 1,481円22銭
1株当たり当期純利益 79円82銭

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式及び満期保有目的の債券であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

短期借入金の用途は運転資金であり、長期借入金及び社債の用途は設備投資資金であります。

なお、デリバティブは社内管理規程に従い、実需の範囲内に限定しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	3,861	3,861	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,628	33,628	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	617	617	△0
その他有価証券	2,604	2,604	—
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	15	15	△0
その他有価証券	7,784	7,784	—
(5) 支払手形及び買掛金	(17,680)	(17,680)	—
(6) 短期借入金	(2,620)	(2,620)	—
(7) 長期借入金	(3,829)	(3,828)	0
(8) 社債	(641)	(645)	△4
(9) 長期預り保証金			
長期預り保証金	(1,998)	(2,156)	△158
(10) デリバティブ	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、及び(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (3) 有価証券
これらの時価について、満期保有目的の債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、満期保有目的の債券以外のものについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、満期保有目的の債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。
- (5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (7) 長期借入金
 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (8) 社債
 社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (9) 長期預り保証金
 長期預り保証金のうち、期間を合理的に見積もることができるものの時価については、元利金の合計額を当該保証金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (10) デリバティブ
 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(7)参照）。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,194百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。
 賃貸物件における賃借人からの預り敷金保証金（連結貸借対照表計上額1,053百万円）は、市場価格がなく、かつ、実質的な期間を算定することが困難であることから合理的なキャッシュ・フローを見積ることができないため、「(9) 長期預り保証金 長期預り保証金」には含めていません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
 当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設等を有しています。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項
 (単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
9,301	11,294

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

貸 借 対 照 表

(平成25年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	36,071	流動負債	14,545
現金及び預金	1,980	支払手形	2,004
受取手形	8,345	買掛金	7,481
売掛金	13,138	1年内償還予定の社債	494
有価証券	3,222	1年内返済予定の長期借入金	1,246
原材料	3,260	未払金	131
仕掛品	1,994	未払法人税等	254
貯蔵品	39	未払消費税等	263
前払費用	103	未払費用	1,639
短期貸付金	3,179	預り金	411
繰延税金資産	707	製品保証引当金	456
その他	213	工事損失引当金	30
貸倒引当金	△ 114	その他の	133
固定資産	43,589	固定負債	8,453
有形固定資産	26,429	社債	147
建物	9,920	長期借入金	1,408
構築物	500	長期未払金	50
機械装置	1,390	リース債務	120
車両運搬具	68	資産除去債務	177
工具器具備品	159	長期預り保証金	3,020
土地	13,810	退職給付引当金	1,109
リース資産	443	長期前受収益	238
建設仮勘定	135	繰延税金負債	2,181
無形固定資産	166	負債合計	22,999
ソフトウェア	127	(純資産の部)	
その他	38	株主資本	55,010
投資その他の資産	16,993	資本金	11,899
投資有価証券	7,318	資本剰余金	11,718
関係会社株	8,191	資本準備金	11,718
投資損失引当金	△ 156	利益剰余金	33,537
長期貸付金	667	利益準備金	546
長期営業債権	1,161	その他利益剰余金	32,991
長期前払費用	371	圧縮積立金	3,151
その他	621	特別償却準備金	285
貸倒引当金	△ 1,182	別途積立金	25,734
資産合計	79,660	繰越利益剰余金	3,819
		自己株式	△ 2,145
		評価・換算差額等	1,651
		その他有価証券評価差額金	1,651
		純資産合計	56,661
		負債純資産合計	79,660

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月 31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		45,185
売 上 原 価		34,586
売 上 総 利 益		10,599
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,832
営 業 利 益		3,766
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	442	
雑 収 入	236	678
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	107	
雑 支 出	109	216
経 常 利 益		4,229
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	10	
減 損 損 失	234	
早 期 割 増 退 職 金	26	
そ の 他 特 別 損 失	0	272
税 引 前 当 期 純 利 益		3,957
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	276	
法 人 税 等 調 整 額	1,210	1,486
当 期 純 利 益		2,470

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4 月 1 日
至 平成25年 3 月 31 日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	圧縮積立金	その他利益剰余金 特別償却準備金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 事 業 年 度 期 首 残 高	11,899	11,718	546	2,982	—
当 事 業 年 度 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△33	
圧 縮 積 立 金 の 積 立				201	
特 別 償 却 準 備 金 の 計 上					285
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 の 変 動 額 (純 額)					
当 事 業 年 度 の 変 動 額 合 計	—	—	—	168	285
当 事 業 年 度 期 末 残 高	11,899	11,718	546	3,151	285

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 事 業 年 度 期 首 残 高	25,734	2,319	31,583	△2,145	53,056
当 事 業 年 度 の 変 動 額			—		
剰 余 金 の 配 当		△516	△516		△516
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		33	—		—
圧 縮 積 立 金 の 積 立		△201	—		—
特 別 償 却 準 備 金 の 計 上		△285	—		—
当 期 純 利 益		2,470	2,470		2,470
自 己 株 式 の 取 得			—	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0	△0	0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 の 変 動 額 (純 額)					
当 事 業 年 度 の 変 動 額 合 計	—	1,500	1,954	△0	1,953
当 事 業 年 度 期 末 残 高	25,734	3,819	33,537	△2,145	55,010

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	百万円 703	百万円 703	百万円 53,759
当事業年度の変動額			
剰余金の配当		—	△516
圧縮積立金の取崩		—	—
圧縮積立金の積立		—	—
特別償却準備金の計上		—	—
当期純利益		—	2,470
自己株式の取得		—	△0
自己株式の処分		—	0
株主資本以外の項目の 当事業年度の変動額(純額)	948	948	948
当事業年度の変動額合計	948	948	2,901
当事業年度期末残高	1,651	1,651	56,661

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を引き続き採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- (2) 投資損失引当金……………関係会社への投資に対する損失に備えるため、その資産内容等を検討して必要と認められる額を計上しています。
- (3) 製品保証引当金……………製品のアフターサービス費及び無償修理費の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計算した額を計上しています。
- (4) 工事損失引当金……………受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつその損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しています。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しています。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を発生翌事業年度から費用処理しています。
4. 収益及び費用の計上基準
 工事契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

[会計方針の変更に関する注記]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記)

当社は、従来、建物以外の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していましたが、当事業年度より、全ての有形固定資産について定額法に変更しています。

この変更は、当事業年度からの新管理システム導入を契機に、当社の有形固定資産の実態を検討した結果、耐用年数を通じて平均的に使用している固定資産が大部分を占めていたことから、定額法を採用することで費用配分を適正化するとともに、今後一層の海外投資の増加が見込まれるため、在外連結子会社との会計処理の統一化が合理的であると判断したことによるものです。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ153百万円増加しています。

[表示方法の変更に関する注記]

従来、貸借対照表上、流動資産の部に表示していました「未収入金」は金額が僅少であるため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度末の「その他」に含まれる「未収入金」は38百万円であります。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

該当事項はありません。

[誤謬の訂正に関する注記]

該当事項はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土 地	749 百万円
建 物	2, 181 百万円
投資有価証券	449 百万円
計	3, 379 百万円

(2) 担保に係る債務

長期預り保証金	2, 871 百万円
長期前受収益	79 百万円
計	2, 951 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21, 496 百万円

3. 保証債務

(株)クリーンステージの 銀行借入金に対する保証	897 百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は50%)
(株)クリーンステージの 私募債発行残高に対する保証	104 百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は50%)
(株)クリーンステージのリース物件 地位譲渡契約に伴う引取債務	2, 405 百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は50%)
極東開発パーキング(株) リース契約残高に対する保証	35 百万円	
MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT LTD. の 銀行借入金に対する保証	380 百万円	
計	3, 821 百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3, 992 百万円
長期金銭債権	667 百万円
短期金銭債務	354 百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	1, 378 百万円
仕入高	3, 779 百万円
営業取引以外の取引高	334 百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3, 006, 168 株
------	---------------

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立額、その他有価証券評価差額等であります。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、事業用車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結 子会社	極東開発(昆山) 機械有限公司	特装車の製 造	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	877	短期貸付金	959
					利息の受取	9	長期貸付金	47
連結 子会社	極東開発 パーキング㈱	立体駐車場の 製造等	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	800	短期貸付金	800
					利息の受取	4	長期貸付金	200
関連会社	㈱クリーン ステージ	産業廃棄物 の処理	(所有) 直接 43.3%	債 務 保 証 役員の兼任	債務保証 (注2)	1,001	—	—
					リース物件 引 取 債 務	2,405	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 極東開発(昆山)機械有限公司及び極東開発パーキング㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。
- (注2) ㈱クリーンステージの銀行借入等に対する債務保証を行っております。なお、連帯保証であり、当社の負担割合は50%であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,426円12銭
1株当たり当期純利益	62円19銭

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 洲崎篤史 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安岐浩一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東開発工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東開発工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 洲崎篤史 印

業務執行社員
代表社員 公認会計士 安岐浩一 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東開発工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

極東開発工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 植 山 友 幾 ㊟

監 査 役 岡 本 太 郎 ㊟

監 査 役 道 上 明 ㊟

監 査 役 楠 守 雄 ㊟

(注) 監査役 道上 明及び監査役 楠 守雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

第78期の期末配当につきましては、株主還元を経営の最重要政策と位置付ける当社の経営方針や現在の財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
期末配当 当社普通株式1株につき9円
配当総額 357,583,500円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は前期より6円増配の1株につき16円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,600,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成25年3月よりメガソーラー発電事業に参入したことを踏まえ、現行定款第2条（目的）について事業の目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～10. (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>11. 前各号に付帯関連する事業。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業。</u></p> <p>12. 前各号に付帯関連する事業。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役 筆谷高明、中井一喜、高島義典、熊澤紀博、高橋和也、林篤昌、杉本治己、米田卓の8氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	ふで たに たか あき 筆 谷 高 明 (昭和22年5月30日生)	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社取締役 平成18年4月 当社管理本部長 平成18年6月 当社専務執行役員 平成19年6月 当社代表取締役専務 当社代表執行役員 当社社長補佐・関連事業担当 平成20年6月 当社代表取締役社長(現任) 当社最高執行責任者(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本自動車車体工業会副会長	58,450株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	<p style="text-align: center;">たか はし かず や 高橋和也 (昭和32年2月16日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成16年4月 当社東北営業部長 平成19年4月 極東開発パーキング株式会社 取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員 当社営業本部副本部長 平成23年4月 当社海外事業部長 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成24年4月 当社常務執行役員(現任) 当社特装事業部長 極東特装车貿易(上海)有限公司 董事長 極東開発(昆山)機械有限公司 董事長 平成25年4月 当社特装事業部特命担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人日本自動車車体工業会理事</p>	10,000株	なし
3	<p style="text-align: center;">すぎ もと はる み 杉本治己 (昭和27年10月18日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 当社パワーゲートセンター 長 平成18年4月 当社名古屋工場製造部長 平成19年4月 当社名古屋工場長 平成22年4月 当社執行役員(現任) 当社生産本部長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 当社特装事業部長(現任) 極東特装车貿易(上海)有限公司 董事長(現任) 極東開発(昆山)機械有限公司 董事長(現任)</p>	7,300株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	はやし とく まさ 林 篤 昌 (昭和26年8月25日生)	昭和49年11月 当社入社 平成19年4月 当社中部営業部長 平成21年4月 当社近畿営業部長 平成22年4月 当社執行役員(現任) 当社営業本部長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 当社特装事業部副事業部長 (現任)	14,712株	なし
5	よね だ たかし 米 田 卓 (昭和29年10月23日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社名古屋工場技術部長 平成18年4月 当社パワーゲートセンター 長 平成21年4月 当社開発部長 平成22年4月 当社執行役員(現任) 当社技術本部長(現任) 当社技術管理部長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 当社CSR室担当(現任) 当社品質保証部担当(現任)	13,678株	なし
6	※ こん どう はる ひろ 近 藤 治 弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年4月 住友軽金属工業株式会社入社 平成13年6月 日本トレクス株式会社入社 平成14年6月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年4月 同社常務執行役員 平成24年4月 当社入社 当社執行役員(現任) 当社財務部長(現任) 平成25年4月 当社管理本部長(現任)	7,200株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
7	※ 酒井 郁也 (昭和29年11月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社技術管理部長 平成16年4月 当社経営企画部長 平成18年4月 当社開発部長 平成20年4月 当社三木工場長 平成22年4月 極東開発パーキング株式会社代表取締役社長 平成24年4月 当社執行役員(現任) 当社不動産賃貸事業部長 平成25年4月 当社環境事業部長(現任) 当社環境事業関係会社関与(現任)	8,550株	なし

(注) ※印は、新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 岡本太郎氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、選任される監査役の任期は、当社定款第32条の規定により、退任される監査役の任期満了時までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
高島 義典 (昭和25年3月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年4月 当社横浜工場技術部長 平成17年4月 当社営業技術部長 平成19年6月 当社執行役員 当社管理本部副本部長 平成20年4月 当社CSR室担当 平成20年6月 当社取締役(現任) 当社管理本部長 平成22年4月 当社品質保証部担当 平成23年6月 当社常務執行役員(現任) 平成25年4月 当社管理本部特命担当(現任)	8,600株	なし

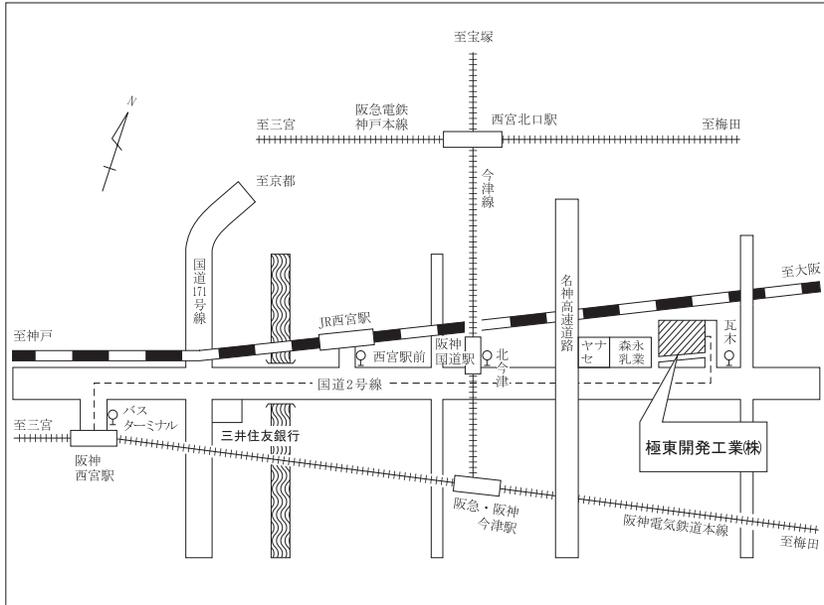
以 上

株主総会会場ご案内

会場 兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号

極東開発工業株式会社 本社会議室

電話 0798(66)1000



交通機関

- JR西宮駅 下車
阪神電鉄バス（阪神尼崎行または浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分
- 阪神電気鉄道西宮駅 下車
阪神電鉄バス（浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分
- 阪急電鉄今津線阪神国道駅 下車
徒歩約10分または
阪神電鉄バス（阪神尼崎行または浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分